

国民健康保険からのお知らせ

入院するときは「**限度額適用認定証**」をご利用ください！

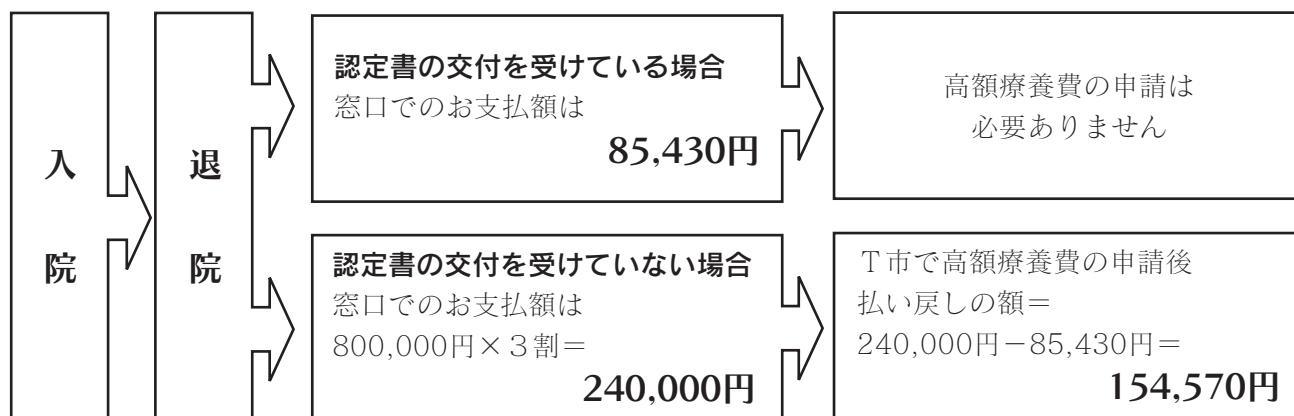
所得区分	自己負担限度額（月額）
上位所得者	150,000円+（医療費総額-500,000円）×1%
一般	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%
住民税非課税世帯	35,400円

※70歳未満の人も、入院時の窓口負担が自己負担限度額までになります。

※外来の受診では利用できません。

例えば、国民健康保険に加入する50歳のAさん（一般の方）が入院し、1ヶ月の入院費が80万円だった場合。

（ただし、食事代や差額ベッド代などは高額医療の対象にならないため、80万円には含まれておりません）



申請に必要なもの **国民健康保険証、印鑑**

※社会保険にも同様の制度がありますので、社会保険の方は社会保険事務所までご相談下さい。

**平成20年4月からの高齢者医療制度につきましては、
国の方針が決定次第、広報などでお知らせします。**

- 問合先 武雄市役所 健康課 国保年金係 電話 (23) 9 1 3 5
- 山内支所 暮らし課 国保年金係 電話 (45) 2 9 0 6
- 北方支所 暮らし課 国保年金係 電話 (36) 6 0 2 0
- 武雄社会保険事務所 電話 (23) 0 1 2 1

介護保険制度説明会を開催します

11月・12月で65歳になられる方を対象に、介護保険制度説明会を開催しますので、多くの皆様のご出席をお待ちしています。

なお、対象者以外の方でもお気軽にご出席ください。

健康課たっしゅか係 電話 (23) 9 1 3 5

日程	時間	場所
11月16日（金）	14：00～	山内公民館 和会議室
11月21日（水）	10：00～	本庁 1階会議室
11月30日（金）	10：00～	北方支所 2階会議室